第四条第一項第四号を削り、同条第二項中「、使用上の注意」を削る。

第五条中「第3条に規定する」を「第3条、第4条及び第6条に規定する」に改め、「行われたもの」の次に「当該等級を」を加える。

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入されるソーセージの品質に関する表示については、この告示による改正前のソーセージ品質表示基準の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、混合ソーセージ品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百五十一号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

第二条の表混合ソーセージの項中「若しくは可食部分」を「及び可食部分」に改め、同表臓器の項を削り、同表可食部分の項を次のように改める。

臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液又は脂肪層をいう。

第三条中「、コーンミール等の結着材料を使用」を「及びコーンミールを使用」に、「、コーンミール等の結着材料の含有率」を「及びコーンミールの含有率」に改める。

第四条第一項第二号アの(ア)中「鯨肉」の次に「、豚脂肪」、「牛じん臓」を加え、同(イ)に次のただし書を加える。

ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

第四条第一項第二号アの(ウ)を削り、同(エ)を同(ウ)とし、同(ウ)の次に次のように加える。

(エ)　使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(ア)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入される混合ソーセージの品質に関する表示については、この告示による改正前の混合ソーセージ品質表示基準の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、混合プレスハム品質表示基準（平成十二年十二月十九日農林水産省告示第千六百四十九号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

第三条第二号ウを次のように改める。

ウ　肉塊、つなぎ及び食品添加物以外の原材料は、次に定めるところにより記載すること。

(ア)　「食塩」、「砂糖」、「植物性たん白」、「卵たん白」、「乳たん白」、「たん白加水分解物」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(イ)　使用した砂糖類が2種類以上の場合は、(ア)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載することができる。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

附　則

平成二十三年三月三十一日以前に製造され、加工され、又は輸入される混合プレスハムの品質に関する表示については、この告示による改正前の混合プレスハム品質表示基準の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第九百三十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

ベーコン類の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十一年七月十三日農林水産省告示第九百二十五号）附則、ハム類の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十一年七月十三日農林水産省告示第九百二十六号）附則、プレスハムの日本農林規格の一部を改正する件（平成二十一年七月十三日農林水産省告示第九百二十七号）附則、ソーセージの日本農林規格の一部を改正する件（平成二十一年七月十三日農林水産省告示第九百二十八号）附則又は混合ソーセージの日本農林規格の一部を改正する件（平成二十一年七月十三日農林水産省告示第九百二十九号）附則の規定に基づき格付を行う場合におけるベーコン類、ハム類、プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百四十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同規則第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年八月十二日から施行する。

平成二十一年七月十三日

農林水産大臣　石破　茂